

やまなし就農ライフサポート事業（ホームページ作成及びオンラインイベント開催）業務委託仕様書（案）

1 業務名

やまなし就農ライフサポート事業（ホームページ作成及びオンラインイベント開催）業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

3 目的

本業務は、県への新たな就農希望者の掘り起こしに向け、本県で活躍している農業者のモデル的な事例とともに、自然環境、住環境等、様々な面から就農地としての本県の優位性や魅力を情報発信するものである。

業務の実施に当たっては、地方での就農を考えている者をメインターゲットとし、イベント参加及びホームページ閲覧を促し、山梨県への就農につながるようなインパクトのあるイベント開催及びホームページ作成をするものとする。

上記の内容の業務を遂行するために、十分な制作体制が整えられた事業者からイベント開催及びホームページ作成に向けた企画提案を募るものである。

4 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる（1）～（3）の事項について山梨県と協議の上、委託業務を実施する。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

（1）やまなし魅力発信ホームページの作成及び情報発信

① ホームページ掲載内容

- ・果樹、野菜、畜産（畜産については、特に甲州統一ブランド食肉やアニマルウェルフェア）等の本県農業の特色や魅力を紹介すること。
- ・農業で活躍する先輩就農者に関する紹介をすること。紹介する就農者は4名以上とし、地域・品目等のバランスを考慮すること。
- ・山梨県の暮らしやすさ等、移住先としての魅力を掲載すること。

・最新の県の就農支援制度等について視聴者が容易に閲覧できるよう、関係ホームページのリンクを掲載すること。

※詳細については、県と協議して決定すること。

② 納品日及びホームページ掲載時期について

・ホームページに掲載する内容について、掲載案を9月29日（金）までに担い手農地・対策課に提出し、内容を協議した後、10月31日（火）までにホームページに掲載するものとする。

③ 素材の提供及び知的財産権について

・県等が保有する画像及び動画の素材を、必要に応じて受託事業者へ提供する。ただし、時代考証に留意し、必要なものは受託事業者が新たに撮影を行うこと。

・委託業務実施中及び委託業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする（県から受託事業者へ提供した素材に起因する場合を除く。）

④ 情報発信及び広報活動

・受託事業者は、作成したホームページに関して、SNS等の媒体を用いながら情報発信を行うこと。

⑤ ホームページ作成に関する経費

・人件費、資料作成費、取材費、サーバー使用料、広報費等に関する経費は委託料に含むものとする。

(2) やまなし魅力発信イベント（オンラインイベント）開催

地方での就農を考えている者を対象として、本県で活躍する先輩就農者とのワークショップ等、座談会形式を取り入れた参加・体験型のオンラインセミナーを実施し、参加者が本県での就農を考えるきっかけとなるようなイベントを行うこと。

・開催回数：合計2回

・開催時期：1回目（9月頃）

2回目（11月頃）

※ただし、開催時期は県と協議の上で変更できるものとする。

- ・定員：各回50名
- ・参加料：無料
- ・開催方法：オンライン（先輩就農者と参加者がオンライン上で相互にコミュニケーションが可能で、かつ、イベント内においてグループに分かれたコミュニケーションが可能な Zoom 等のオンラインカンファレンスツール上においてイベントを行う）

① イベント内容（以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること。）

- ・本県で果樹、野菜、畜産の分野で活躍する先輩就農者による事例紹介を実施すること。

※各回2つの分野をテーマとし、各分野先輩就農者を1人ずつとする。
テーマ例は以下のとおり。

1回目：果樹、野菜

2回目：野菜、畜産

- ・先輩就農者と参加者との座談会形式での交流を実施すること。
※参加者に対し、事前にアンケートを実施し、座談会のプログラム中において、参加者が興味のある分野の体験談を可能な限り聞くこと（先輩就農者との交流）ができるようにすること。
※講師となる農家の選定は、県と協議の上、決定する。
- ・オンライン上において、希望者に対する個別相談を実施（独立・自営就農、法人への就職等）※後日でも可

② 会場運営

- ・開催に必要なオンラインカンファレンスツール、備品等は受託事業者自身で用意すること。先輩就農者がオンラインイベントに参加するための備品等についても、受託事業者が用意するものとする。
- ・開催前に予め活用するオンラインカンファレンスツールについて、先輩就農者及び参加者に対し、受託事業者より使用方法等の説明を行うこと。
- ・オンライン上における参加者の入場から退場までの受付、誘導、アナウンス、開催に関する進行等、運営全般を行うこと。

③ 参加者の受付

- ・参加者の受付は、受託事業者が行うものとする。

④ 参加者の募集・広報活動

・参加者募集チラシは受託事業者が制作を行い、広報活動は、受託事業者と県が協力して行うものとする。

⑤ 開催経費

・講師謝礼、旅費、農産物代金及び配送経費、オンラインカンファレンスツール使用料（備品レンタル料含む）、人件費、広報費等、開催に関する経費は、全て委託料に含むものとする。

⑥ アンケートの実施

・参加者に対してアンケートを実施するとともに、回収したアンケートについて、集計を行うこと。なお、アンケート内容については、事前に県の下承を得ること。

・アンケート回答者に対しては、県産農産物や関連イベントの情報提供等、山梨県農業の魅力が伝わるさらなる PR を実施すること。PR にかかる経費は委託料に含むものとする。

(3) 事業の実績報告書の作成

本事業で実施した（1）から（2）までの業務について取りまとめた実績報告書を紙媒体及び電子データを速やかに県に提出すること（様式任意）。なお、報告書には、アンケート結果の集計を含めるものとする。

5 事業成果の取扱

(1) 事業成果の帰属等

① 委託業務により受託事業者が制作した著作物の著作権、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利は、県に帰属するものとする。

② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

(1) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

- (2) 委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 受託事業者は、県が必要と認めるときは、委託事業により制作した成果物を随時県に提供するものとする。

7 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様書の変更について

受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(4) 紛争処理

委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。